

盛岡市都市計画マスタープラン【地域別構想】策定業務委託

仕 様 書

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、盛岡市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する『盛岡市都市計画マスタープラン【地域別構想】策定業務委託』（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

なお、本仕様書は、乙が公募型プロポーザルにおいて企画提案した内容を基に、甲乙協議の上、内容について追加修正等を行うものとする。

(目 的)

第 2 条 平成 14 年度に当初策定し、平成 18 年度の玉山地区合併を受け平成 22 年 3 月に第 1 回目の変更を行っている盛岡市都市計画マスタープラン（以下「現計画」という。）について、関連計画の策定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、現計画の地域別構想（15 地域）の見直しを行う。

全体構想の方針（令和 3 年度改定予定）を踏まえ、地域ごとの現況や特性、課題を整理し、市内 15 地域におけるまちづくりの方針を取りまとめ「盛岡市都市計画マスタープラン【地域別構想】」の策定支援を行う。

(準拠する法令等)

第 3 条 本業務は、本仕様書による他、次に掲げる各号の関係法規等に準拠し、実施するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）
- (2) 都市計画運用指針第 10 版（平成 30 年 11 月 16 日一部改正）
- (3) 盛岡市総合計画
- (4) 盛岡広域都市計画区域マスタープラン
- (5) 盛岡市立地適正化計画
- (6) その他関係法令・規則・通達等

(疑 義)

第 4 条 本業務の実施に当たり、本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合はその都度、甲・乙協議の上、乙は甲の指示に従い、誠意を持って対応するものとする。

(作業計画)

第 5 条 乙は、契約締結後速やかに甲と十分な打合せを行い、各工程についての作業実施計画を立案し、次に掲げる各号の書類を提出して甲の承認を得なければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者及び照査技術者届、業務経歴書
- (3) 業務実施計画書
- (4) 工程表

(管理技術者等)

第6条 管理技術者は、都市計画関連業務に精通した実務経験豊かな技術者(技術士:都市及び地方計画部門の有資格者又はシビルコンサルティングマネージャー(RCCM):都市計画及び地方計画の有資格者)とし、本仕様書に定められた範囲で業務を行い、各作業工程が計画どおり遂行されるように管理するものとする。

2 照査技術者は、都市計画関連業務に精通した技術者(前項に同じ)とし、本仕様書に定められた範囲で業務を行い、各作業工程において適時適切に照査するものとする。なお、成果物の品質を確保するために品質マネジメントシステム(ISO9001)に基づき、打合せのタイミングに合わせて社内照査を実施し、照査したことがわかるチェック項目、内容を記載した照査報告書(氏名、押印があるもの)を提出するものとする。

(打合せ記録簿)

第7条 乙は、本業務に基づく作業実施前及び作業期間中は、甲と綿密な打合せをするものとする。また、乙は、打合せの記録簿を作成し、甲・乙各1部ずつ保管するものとする。

(貸与資料)

第8条 本業務に必要な資料(甲以外の第三者が管理する資料を含む)は、借用書と引換に貸与するものとし、資料の保管状況を速やかに提出するものとする。

2 乙は、貸与資料を善良なる管理者の注意義務を果たして取扱及び管理し、作業終了後は速やかに返還するものとする。また、甲の許可の下、複写等の処理を行うとともに、その取扱にも十分注意するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この仕様による事務を処理するための個人情報の取扱に当たっては、「盛岡市個人情報保護条例」及び「盛岡市情報公開条例」に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 乙は、この仕様書による事務に係る個人情報の保護に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 乙は、この仕様による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 乙は、この仕様による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、この仕様による事務に係る個人情報を取扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確なものに保つために必要な措置を講じなければならない。

6 乙は、この仕様による事務に係る保有の必要がなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去の措置を講じなければならない。

(成果品の提出及び帰属)

第10条 本業務において作成した成果品、中間成果品及び資料等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なくこれを公表、貸与又は使用してはならない。

2 乙は、本業務を誠実に遂行し、期間内に成果品を納品しなければならない。なお、甲は業務の完了したものについて、納期前でも提出が求められることができるものとする。

(検査)

第11条 乙は、業務完了後速やかに所定の成果品を提出し、管理技術者又は照査技術者の立会いの下、検査を受けるものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、業務上知り得た情報には細心の注意を払うものとし、在職中及び退職後を問わず、いかなる場合にも情報を漏洩してはならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、本業務実施中に生じた諸事故に対して、一切の責任を負い、甲に事故発生原因・経過・被害の内容を遅滞なく報告するものとする。また、第三者からの損害賠償の請求があった場合は、乙において一切を処理するものとする。

(瑕疵担保等)

第14条 本業務完了後であっても、乙の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、甲の指示に従い、修正・補正及びその他必要な作業を乙の負担において行うものとする。

(履行期間)

第15条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和4年3月18日までとする。

第2章 盛岡市都市計画マスタープラン【地域別構想】の策定

(業務概要)

第16条 本業務は、盛岡市総合計画や盛岡広域都市計画区域マスタープラン等の上位関連計画に即し、都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、次に掲げる各号の項目について調査検討し、とりまとめを行うものとする。

- (1) 計画準備
- (2) 基礎的調査
- (3) 住民参加
- (4) 主要課題等の整理
- (5) 地域別構想（15地域）に関する検討
- (6) 報告書のとりまとめ

(計画準備)

第17条 業務の目的及び内容を十分に把握し、最適な作業を円滑に進めるため、都市計画マスタープラン【地域別構想】を策定する上で必要となる基礎資料の収集整理及び準備を行うものとする。

(基礎的調査)

第18条 現計画を検証し、新たな課題の抽出を行うため、都市計画基礎調査を始めとする各種統計資料や関連計画等を基に、人口、産業、土地利用、交通、歴史と景観及び都市施設整備の動向等について、盛岡市内15地域における都市の動向を把握できるようビジュアル的に表現し、次に掲げる各号の項目を俯瞰的に理解しやすいデータに整理・加工するものとする。なお、整理した内容については、GIS（地理情報システム）にてとりまとめるものとする。とりまとめるデータは、関連部署等でも利活用可能と

なるよう汎用的なデータ形式（shape）で作成するものとする。

(1) 社会的条件の整理

人口関連：人口，世帯数，年齢別人口，地区別人口（町丁目別人口等 H12～H27）等

産業関連：従業人口，産業の動向，農業就業人口，農家経済の動向等

土地利用：地域別の土地利用状況，市街地の開発整備の動向，市街化調整区域の状況等

交通関連：公共交通，通勤通学・買い物動向等

防災関連：災害ハザード情報等（洪水，雨水出水（内水），土砂災害）の収集，整理等

(2) その他条件の整理

その他地域の特性に関する事項等

(住民参加)

第19条 現計画の地域別構想に係るまちづくりの目標及び基本方針について，地域住民の意識・意向を確認するために，ワークショップなどの市民参加型の手法により，新たな課題やまちづくりへのニーズを把握するものとする。意識・意向の把握においては，新型コロナウイルス感染症拡大の状況に応じワークショップなどの一同に会する形式の実施が困難な場合を想定した代替となる手法について，甲に対し提案を行うこととし，具体内容等について，甲乙協議の上，決定するものとする。

(主要課題等の整理)

第20条 基礎的調査の結果に基づき，各地域における将来に向けたまちづくりの課題について整理を行うとともに，次に掲げる各号の具体的な課題について整理を行うものとする。

(1) 基礎的調査結果からの課題の整理

(2) 住民参加からの課題の整理

(3) 主要課題のとりまとめ

(地域別構想（15地域）に関する検討)

第21条 主要課題等を踏まえ，15地域における将来目標について必要な見直しを行うとともに，次に掲げる各号の「まちづくりの方向性」や「まちづくりの目標」，「基本方針」について必要な見直しを行い，地域別構想としてとりまとめるものとする。

(1) 「まちづくりの方向性」

地域の現状特性や課題等を踏まえて，地域における「まちづくりの方向性」について必要な見直しを行い，内容をとりまとめる。また，地域の資源・課題マップの更新を行うものとする。

(2) 「まちづくりの目標」と「基本方針」

前号におけるまちづくりの方向性を踏まえ，現計画における「まちづくりの目標」，「まちづくりの基本方針」について必要な見直しを行い，とりまとめる。また，まちづくりの方針マップの更新を行うものとする。

(報告書のとりまとめ)

第22条 前条までの検討過程を踏まえて，報告書を作成するものとする。なお，本業務で作成した各種GISデータについて，甲が利用できるGISへセットアップを行うものとする。

第3章 計画策定支援

(庁内調整等の支援)

第23条 盛岡市都市計画マスタープラン【地域別構想】に関する課題への対応等のため次に掲げる各号の庁内調整等を支援するものとする。なお、庁内調整等の種類については別のものに振り替える場合があり、程度及び回数については増減する場合がある。

(1) 庁内調整等の支援

盛岡市都市計画マスタープラン【地域別構想】策定に当たり、課題に応じて、庁内の関係課との調整を実施する。令和3年度は1回程度を想定する。乙は資料の作成、打合せ会場への出席、補助、議事録の作成を行い、甲は打合せの設定等を行う。

(2) 都市計画審議会の対応支援

甲は、都市計画審議会に対して盛岡市都市計画マスタープラン【地域別構想】の策定状況報告を行う。令和3年度は1回程度を想定する。乙は会議資料の作成を行い、甲は会議の運営、議事録の作成、とりまとめを行う。

(3) ワークショップ等の支援

基礎的調査等から整理した課題に基にワークショップ等を実施し、住民意見の把握を行い、現計画における「まちづくりの目標」「基本方針」への反映、更新を行うものとする。また、更新した地域別構想案について、地域住民へフィードバックすることとし、その手法等について、甲へ提案を行うものとする。

令和3年度について、ワークショップ等による住民参加は市内15か所で各1回程度を想定する。乙はワークショップ等の企画案の作成、資料の作成、出席、運営の補助（ワークショップ等のファシリテータ、記録作業を含む）、議事録の作成、住民意見のとりまとめを行い、甲は会場手配、運営等を行う。

(打合せ協議)

第24条 打合せの回数は、業務着手時、中間時（2回程度）及び成果品納品時の計4回とし、業務着手時及び成果品納品時には、管理技術者が同席するものとする。

第4章 成果品

(成果品)

第25条 本業務における成果品は、次に掲げる各号の項目のものとする。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 業務報告書 | 2部 |
| (2) 上記成果品関連電子データ | 一式 |
| (3) その他発注者の指示するもの | 一式 |